
令和6年度 食及び学習支援によるこどもの居場所活動助成案内

1 趣旨

市内で「こどもの居場所活動」を実施している団体に対し、活動に要する経費を予算の範囲内で助成します。(助成金額は「柏こども未来基金」への寄附の状況を踏まえて毎年度設定します。)

2 対象団体

次の全てに該当すること。

- (1) 5名以上で構成され、地域住民が主体的に関わり、継続的な活動を行う団体など。
- (2) 本会が開催する会議等に参加・協力できること。
- (3) 特定の個人及び地域を限定した活動でないこと。
- (4) 政治、宗教及び営利活動、若しくはこれに類似する行為を行わない団体であること。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為を行わない団体であること。

3 対象活動

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、定期的を開催し、次のいずれかに該当する活動。

- (1) 食を通した「こどもの居場所」を開催している活動(フードパントリー含む)
- (2) 学習支援の「こどもの居場所」を開催している活動

4 助成額

対象経費総額の「10分の10」を助成します。

- (1) 食を通した「こどもの居場所」
月1回程度 1団体 5万円以内
週1回程度 1団体10万円以内
- (2) 学習支援の「こどもの居場所」
1団体 5万円以内

※本助成金の使途を会計処理上明確にできるときは、他の補助・助成があっても申請することが可能です。

※上記(1)と(2)を重ねて受けることはできません。

ウラ面もあります。

5 対象経費

対象活動に要する経費。但し、人件費や慶弔費は除きます。

6 申請書類

本会指定の申請書類に必要な書類を添付してください。

※申請書類は、本会ホームページから入手可能

7 申請期限・方法

(1) 申請期限

令和6年6月14日（金）

(2) 申請方法

窓口のみ（午前9時から午後4時）

柏市柏五丁目8番12号 ラコルタ柏2階事務所（柏市教育福祉会館）

8 助成金の決定・交付

(1) 助成金の決定

令和6年7月上旬頃

(2) 助成金の交付

7月中～下旬

9 実績報告

助成金を受けた団体は、対象活動の期間終了後、本会が指定する様式で実績報告を提出していただきます。なお、対象経費の支出が助成金額を下回る場合は、精算（返金）となります。

10 留意事項

「助成金を目的以外に使用した」「本来の趣旨と逸脱した」「助成事業が実施されなかった」「事業報告、収支決算報告が適切に行われなかった」「その他本会が不相当と認めた」場合は、助成の取消・返還となります。

11 問い合わせ

社会福祉法人柏市社会福祉協議会 地域福祉課（担当：佐々木、松本）

柏市柏五丁目8番12号ラコルタ柏2階 事務室

Tel. 7 1 6 3 - 9 0 0 1 Fax. 7 1 6 8 - 5 6 5 6

メール chiiki@kashiwa-shakyo.or.jp